

平成 18 年 4 月 19 日

日本機械輸出組合セミナー
サプライチェーン・セキュリティ規格の国際動向 (ISO と WCO)

ISO/PAS 28000 シリーズ (海事保安関係国際規格) の概要

海上技術安全研究所 太田 進

ISO¹/PAS² 28000 シリーズは、船舶分野 (海上輸送) のみならず、陸上分野 (陸上輸送) をも含む物流全体のテロ対策の一環として、保安レベルの向上に資することを目的とした保安関係国際規格の体系であり、今後関係者に大きな影響が出ることも予想されます。また、原料や製品を含む物の流れ、即ち、「サプライチェーン³」に関する規格であり、運送業のみならず、製造業等の事業者にも適用することを想定して作成されているものです。

ISO/TC 8⁴は、当初、SOLAS 条約⁵第 XI-2 章⁶及び ISPS Code⁷の発効に合わせて、ISO/PAS 20858 "Maritime port facility security assessments and security plan development" (海事港湾施設の保安評価と保安計画の開発) を開発・制定しました。

さらに、物流全体の保安レベル向上の方策をより具体化するために、2005 年初頭から、28000 シリーズの整備・策定に着手し、以下の PAS² が制定済み又は、審議の最終段階にあります。これらの PAS² は強制基準ではなく任意であります。国によっては国内法規への導入なども考えられるため、注意を要します。

- (1) ISO/PAS 28000:2005 Specification for security management systems for the supply chain - サプライチェーンのための保安管理システムの仕様 (2005 年 11 月 15

¹ ISO : International Organization for Standardization - 国際標準化機構

² PAS : Publicly Available Specification - 公開仕様書

国際規格の制定の手順に先立って発行される中間の仕様書。迅速な開発や発行が優先する場合に用いられ、制定した時点で、プロセスを進めて ISO 規格とすべきかを速やかに決定します。

³ サプライチェーン (supply chain) 資源、材料の調達に始まり、製品・サービスの出荷を経て輸送手段 (陸上・海上を含む) を通じてエンドユーザーにまで及ぶプロセス。

⁴ TC 8 : Technical Committee 8 - 船舶及び海洋技術専門委員会

⁵ SOLAS 条約 : International Convention for the Safety of Life at Sea - 国際海上人命安全条約

⁶ 第 XI-2 章 : Special Measures to Enhance Maritime Security - 海事保安を強化するための特別措置

⁷ ISPS Code : International Ship and Port Facility Security Code - 船舶及び港湾施設の保安のための国際コード

国際航海に従事する船舶及びこれら船舶と港湾のインターフェイス (港湾施設) の保安のための国際コード。SOLAS 条約第 XI-2 章により強制コードとされ、2004 年 7 月 1 日に発効した。

日制定済み)

(2) **ISO/PAS 28001 Specification on Best Practices for Implementing Supply Chain Security, assessment and plans** – サプライチェーン⁷の保安の監督のための最適実施法 (2006年上半期中に PAS 投票予定)

ISO/PAS 28000 はマネジメントシステムの規格であり、ISO/PAS 28001 は実施方策の規格であるという概念上の違いはありますが、どちらも、保安の評価、保安計画の策定、実施、見直しといった内容となっています。規格 (PAS) の策定は、ISO/TC 8/WG 2 (第二作業部会) が実施しています。ISO/TC 8/WG 2 は、上記 PAS の実施指針 (仮称: ISO/PAS 28004) 及び監査機関の要件 (仮称 ISO/PAS 28003) を示す PAS も策定中です。

一方、ISO 中央事務局は、2004年6月の技術管理評議会⁸において、Securityに係る諮問グループ⁹を開催し、その後このグループの統括の下、各種技術専門委員会において Securityに係る規格¹⁰が策定される予定です。

上記二つの PAS (28000 & 28001) も、この枠内で、一つのたたき台として各業種への適用の可能性を検討することとなっています。

【ISO/PAS 28000 シリーズ】

(1) **ISO/PAS 28000:2005 Specification for security management systems for the supply chain**

ISO/PAS 28000 策定当初の目的及び必要性 (Purpose and justification) は以下の通りです。

物流監視機能の強化、密輸の撲滅、海賊行為・テロ攻撃の脅威への対処、そして安全なグローバルサプライチェーン体制の整備を目的としています。

この PAS は、ISO 9000 (品質マネジメントシステム) や ISO 14000 (環境マネジメントシステム) と同様に、PDCA (Plan - Do - Check - Act) サイクルによる継続的な管理システムの向上を規定するもので、2005年11月に PAS として承認されました。

(2) **ISO/PAS 28001 Specification on Best Practices for Implementing Supply Chain Security, assessment and plans**

ISO/PAS 28001 策定当初の目的及び必要性 (Purpose and justification) は以下の通りです。

武器や危険な密売品の輸出入を予防するため、この PAS では、製品・サービスの出荷から、輸送手段を通じてエンドユーザーに届くまでの情報の流れ及び貨物の保安レベルを向上させ、国際的なサプライチェーンのセキュリティ

⁸ 技術管理評議会: Technical Management Board (TMB)

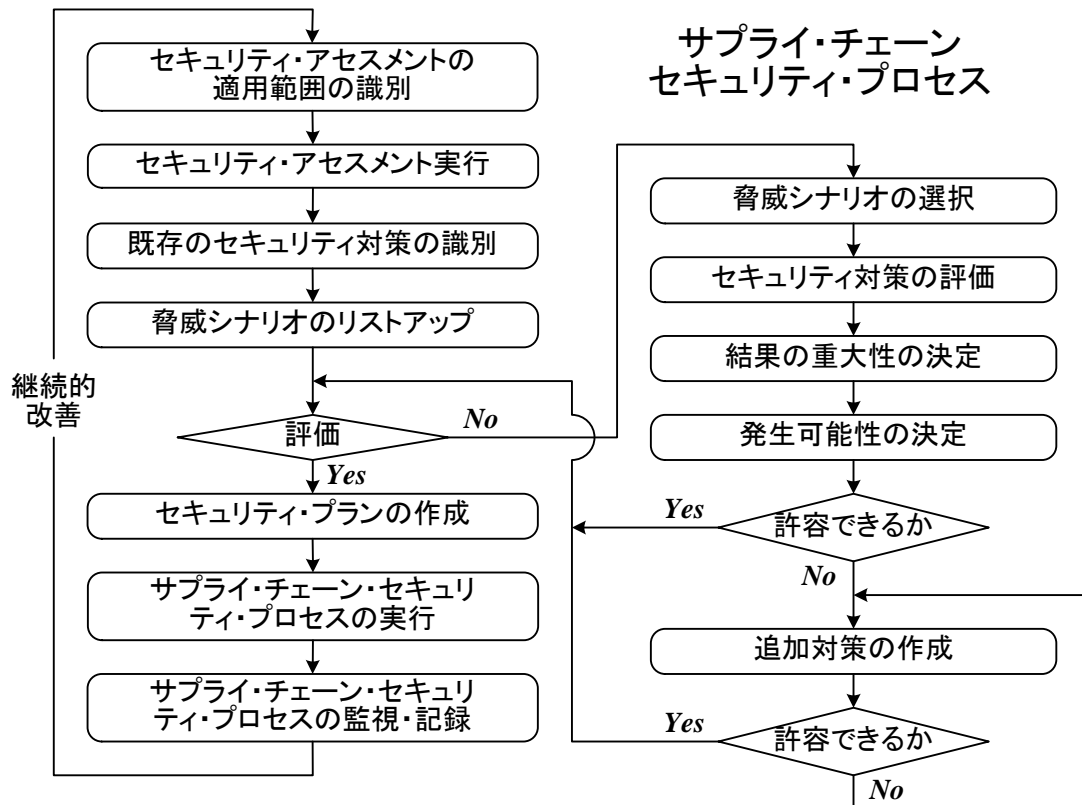
⁹ Securityに係る諮問グループ: ISO/TMB Advisory Group on Security

¹⁰ 例えば TC104-コンテナ、TC204-インテリジェントトランスポートレーションシステムなど

ティ強化を目的としています。

この PAS は世界税関機構（WCO）による世界貿易の安全確保と円滑化のための標準化の枠組みと同調し、それを補佐することを意図しています。

この PAS 案では、図に示すように、サプライチェーンの保安のプロセスを記述しています。



ISO/PAS 28001 に示されたサプライチェーン保安のプロセス

(3) ISO/PAS 28004 Security management systems for the supply chain - Guidelines for the implementation of ISO/PAS 28000:2005

ISO/PAS 28000:2005 の策定を受けて、本年 1 月 31 日から開催されたコペンハーゲン会議（ISO/TC 8/WG 2）において、ISO/PAS 28000:2005 の実施指針である ISO/PAS 28004 の作成が開始され、4 月 4 日から開催されたロッテルダム会議において、PAS 案の策定を終えました。

この PAS 案は、ISO/PAS 28000 の節（項目）毎に、意図（Intent）、典型的な入力（Typical input）、手順（Process）、典型的な出力（Typical output）を具体的に規定し、ISO/PAS 28000 適用のためのガイドラインとなっています。本年 4 月 4 日から開催されたロッテルダム会議で案が策定され、2006 年中には、PAS として承認するか否かの投票に入る予定です。

(4) ISO/PAS 28003 Security management systems — Requirements for bodies providing audit and certification of supply chain security management systems (仮題)

上述のコペンハーゲン会議では、ISO/PAS 28000 の認証（外部監査）を行なう監査機関の要件を定めた指針を別規格（ISO/PAS 28003）として作成することを、ISO の委員会の一つである CASCO（Conformity Assessment Committee）と協力して、TC 8 へ要請することも合意されました。

この PAS 案は、ISO/PAS 28000 を初めとする保安全管理規格への適合について判定する第三者機関が満たすべき要件を規定するもので、ISO/PAS 28000 の自己監査（内部監査 – self audit）を行う際には不要とされています。この規格は、ISO/IEC DIS¹¹ 17021 「適合性評価 – 監査及び認証を実施する機関の要件」¹²の一部を修正したもので、公平性、守秘義務、監査実施者（auditor）の訓練、監査の日数等に係る要件が規定されています。

完成された ISO 規格ではない PAS に基づく認証の意味も、現時点では明らかになっていませんが、上述のロッテルダム会議で一次案が策定されました。早ければ年内にも PAS として承認するか否かの投票に入る予定です。

¹¹ DIS: Draft Industrial Standard. ISO または IEC 規格になる前段階の規格案。

¹² ISO/IEC DIS 17021 "Conformity assessment – Requirements for bodies providing audit and certification"